

# 第 1 0 0 期 中間決算公告

平成18年12月27日

富山市堤町通り1丁目2番26号  
株式会社 北陸銀行  
取締役頭取 高木 繁雄

## 中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	150,131	預 金	4,824,526
買入金銭債権	211,555	譲渡性預金	54,794
特定取引資産	6,866	コールマネー	31,768
金銭の信託	2,426	債券貸借取引受入担保金	27,194
有価証券	859,984	特定取引負債	637
貸出金	4,097,416	借入金	226,844
外国為替	10,578	外国為替	475
その他資産	53,465	その他負債	53,523
有形固定資産	65,828	退職給付引当金	195
無形固定資産	4,248	再評価に係る繰延税金負債	9,120
繰延税金資産	58,122	支払承諾	189,185
支払承諾見返	189,185	負債の部合計	5,418,265
貸倒引当金	69,824	(純資産の部)	
投資損失引当金	302	資本金	140,409
		資本剰余金	14,998
		資本準備金	14,998
		利益剰余金	44,258
		利益準備金	2,644
		その他利益剰余金	41,613
		繰越利益剰余金	41,613
		株主資本合計	199,666
		その他有価証券評価差額金	12,880
		繰延ヘッジ損益	134
		土地再評価差額金	9,005
		評価・換算差額等合計	21,750
		純資産の部合計	221,417
資産の部合計	5,639,682	負債及び純資産の部合計	5,639,682

中間損益計算書 〔 平成18年 4月 1日から  
平成18年 9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		62,758
資 金 運 用 収 益	43,621	
(うち貸出金利息)	( 36,970 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 4,917 )	
役 務 取 引 等 収 益	12,072	
特 定 取 引 収 益	680	
そ の 他 業 務 収 益	4,888	
そ の 他 経 常 収 益	1,495	
経 常 費 用		46,618
資 金 調 達 費 用	5,224	
(うち預金利息)	( 2,297 )	
役 務 取 引 等 費 用	3,163	
営 業 経 費	24,713	
そ の 他 経 常 費 用	13,517	
経 常 利 益		16,139
特 別 利 益		228
特 別 損 失		118
税 引 前 中 間 純 利 益		16,249
法 人 税 , 住 民 税 及 び 事 業 税		44
法 人 税 等 調 整 額		7,672
中 間 純 利 益		8,532

(中間貸借対照表注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点に基づき、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年~39年
動 産	5年~6年
7. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(6年)に基づいて償却しております。
8. 外貨建の資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は126,628百万円であります。
10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

  
なお、会計基準変更時差異(16,794百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。  
 なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる評価差額(5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間に応じ平成14年度から4.5年にわたって損益配分しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式総額 55,078百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 60,173百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,772百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,160百万円、延滞債権額は150,374百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,639百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は210,425百万円であります。  
 なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより、受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は104,785百万円あります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	136,752 百万円
貸出金	237,872 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	8,775 百万円
コールマネー	31,768 百万円
債券貸借取引受入担保金	27,194 百万円
借入金	153,400 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 104,533 百万円、その他資産 43 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 2,850 百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 22,347 百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,400 百万円が含まれております。

28. 1 株当たりの純資産額 148 円 32 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 0 円 14 銭減少しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。30. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	80,781	114,706	33,925
債券	500,594	489,264	11,330
国債	264,824	258,410	6,413
地方債	102,958	100,916	2,041
社債	132,811	129,936	2,875
その他	95,955	94,982	973
合計	677,331	698,953	21,621

なお上記の評価差額から繰延税金負債 8,741 百万円を差し引いた額 12,880 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	55,078
その他有価証券 非上場株式 非上場外国証券 その他	23,749 0 259,015

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	65,386	百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,136	
退職給付引当金損金算入限度超過額	9,878	
有価証券評価損否認額	9,035	
子会社株式	31,822	
その他	2,158	
繰越欠損金	<u>10,163</u>	
繰延税金資産小計	129,582	
評価性引当額	<u>62,126</u>	
繰延税金資産合計	67,455	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	8,741	
その他	<u>591</u>	
繰延税金負債合計	9,332	
繰延税金資産の純額	<u>58,122</u>	百万円

33. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は221,552百万円であります。

- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
  - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
34. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間期から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。
35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.17%であります。

#### (中間損益計算書注記)

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 1株当たり中間純利益金額 8円64銭
- 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円05銭
- 4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,944百万円を含んでおります。